愛知県観光土産品協会ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規定は、別記「愛知県観光土産品協会のロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)のイラストを利用する際に必要な事項を定め、もって愛知県の観光土産品魅力発信及び販路拡大、観光土産品の振興等に寄与することを目的とし、ロゴマークの使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用者及び使用目的)

第2条 ロゴマークは、別表「愛知県観光土産品協会ロゴマークのバリエーション」に掲げる意匠とし、愛知県観光土産品協会(以下「協会」という。) の活動に賛同する協会会員が、その取組を支援するために使用できるものとする。なお、ロゴマークは使用する者の事業又は当該事業に係る商品の品質やサービス等の内容等を保証するものではない。

(使用申請)

- 第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、愛知県観光土産品協会ロゴマーク使用申請書(様式第1)を協会事務局に提出しなければならない。
 - 2 ただし、協会事務局が使用する場合は、この限りではない。

(使用制限)

- 第4条 次に掲げる事項に該当する場合には、ロゴマークを使用することはできない。
 - (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動に利用されるおそれがある場合
 - (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
 - (3) 使用目的が明らかでない場合
 - (4) 提供される物品やサービスの品質を協会が保証するものとして利用されるおそれがある場合
 - (5) 自己の商標又は意匠として使用するおそれがある場合
 - (6) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合
 - (7) 協会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
 - (8) その他不適切な使用が行われるおそれがある場合

(使用承認)

- 第5条 協会は、第3条に規定する申請書を受理し、当該使用が協会の活動に 寄与すると認められるときは、愛知県観光土産品協会ロゴマーク使用承認通 知書(様式第2)によりロゴマークの使用承認を通知するものとする。
 - 2 ロゴマークの使用が、前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、協会はこれを承認しないこととし、申請者に対してその旨を愛知県観光土産品協会ロゴマーク使用不承認通知書(様式3)により通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければ

ならない。

- (1) 承認された使用目的等のみ使用すること。
- (2) 定められた形状、色等に従って正しく使用すること。
- (3) ロゴマークの一部のみを使用し、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに協会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、写真等の提出をもって代えることができるものとする。

(使用取消)

- 第7条 前条の規定によりロゴマークの使用承認を受けた場合でも、次の各号のいずれかに該当する場合には、協会は条件の変更、取消又は使用物件の回収を求めることができる。
 - (1) 使用承認を得るより前にロゴマークを使用したとき。
 - (2) 第4条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 使用承認の際に付した条件に違反したとき。
 - (4) 虚偽又は不正により使用申請を行ったとき。
 - (5) その他、ロゴマークの使用継続が不適当であると協会が認めたとき。
 - 2 前項の規定による使用承認の条件の変更、取消又は使用物件の回収によって発生する損害及び費用について、協会は一切の責任を負わない。

(補則)

第8条 この規定に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別記

